早めに 相続登記 を行おう!



2024年(令和6年)4月より

相続登記が義務化されます!

相続した空家(土地・建物)、

相続登記を行わずに放置していませんか?

所有者不明土地が日本各地で増加しており、その面積を合わせると、九州よりも広く、国土の約22%(平成29年度国土交通省調べ)にも及んでいます。

このような土地がこれ以上増えないように、国では「民法等の一部を改正する法律」を施行し、2024年(令和6年)4月より<mark>相続登記</mark>が義務化となります。これに伴い、定められた期間内に手続きを行わないと過料が科せられる可能性があります。

相続登記手続き を放置している デメリット

- ◇ 不動産を売れない・担保設定ができない
- ◇危険な状態で解体したいと思っても、相続人全員の同意が必要
- ◇権利関係が複雑になり、手続きが困難になる恐れもある
- ◇ほかの相続人に借金があった場合、差押さえられるリスクもある

過去の相続も 義務化対象

2024年4月施行

相続によって不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければならない

氏名·住所変更 登記も義務化

施行日未定(2026年4月までに施行)

登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から 2 年以内に住所等の変更登記の申請をしなければならない



怠ると 過料の可能性

正当な理由がないのに義務を違反した場合は 過料 の適用対象

Ш

法務局

相続登記申請手続に関する相談は水戸地方法務局へお問合わせください

水戸地方法務局取手出張所 ☎ 0297-83-0057 (予約制)

月~金曜日(土日祝を除く)9:00~16:00 ※12:00~13:00を除く

各種相談窓口のご案内

空家(空家の管理、空家・空地バンク、その他空家問題全般)に関すること

建設部 空家対策課

本 029-873-2111(代)

FAX 029-872-2955 E-MAIL akiya@city.ushiku.ibaraki.jp



空家・空地バンクHP

空家の相続、成年後見制度等権利関係の整理、 空家をめぐる紛争の解決等に関すること

茨城県弁護士会土浦支部

A 029-875-3349

月~金曜日(土日祝を除く)9:00~17:00*1 面談相談【有料30分5,500円(税込)、弁護士に よるアドバイス】

- ・面談は予約制
- ・茨城県弁護士会ホームページからWEB予約も可 (https://www.ibaben.or.jp/)

土地・建物の登記、相続登記、 成年後見制度等に関すること

茨城司法書士会

2 029-225-0111

月~金曜日(土日祝を除く)9:00~17:00 *1 面談相談(無料、司法書士によるアドバイス)

・面談は予約制

【予約専用電話 ☎029-224-5155】

・相談会場、相談日時は問合せ

土地・建物の表示や相続の登記、 所有者の確認等に関すること

水戸地方法務局取手出張所

2 0297-83-0057

月~金曜日(土日祝を除く)9:00~16:00 *1 相談は予約制(面談相談は行っておりません) 電話相談(無料、添付書類や所有者の確認方法説明) 不動産(空家)の売買や賃貸等に関すること

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会

A 029-225-5300

月~金曜日(土日祝を除く)9:00~17:15 *1 面談相談(無料、宅建士によるアドバイス)

- ・県内7カ所に設置の【不動産無料相談所(空家無 料相談)】で面談
- ・相談会場・相談日時は各相談所に問合せ

の相談所

牛久市近隣 | 土浦・つくば相談所 ☎029-825-6161 ☎0297-74-1646 県南相談所

建物の表題・変更・滅失登記

茨城土地家屋調査士会

A 029-259-7400

月~金曜日(土日祝を除く)9:00~17:00 *1 面談相談(無料、面談は予約制)

- ・相談日は毎月第1水曜日
- ※1月を除く

※1.12:00~13:00を除く



